

## 社会福祉法人天塩町社会福祉協議会役員等費用弁償支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天塩町社会福祉協議会の理事、監事、評議員及び部会又は委員会の委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (費用弁償)

第2条 費用弁償は、役員等が職務を行うため旅行する場合に、これを支給する。

2 支給に関する計算方法は、別表1によるもののほか社会福祉法人天塩町社会福祉協議会職員旅費規程（以下この項において「職員旅費規程」という。）の例による。この場合、職員旅費規程第18条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、定期監査・随時監査における監事の日当は、1日につき5,000円とする。

### (適用除外)

第3条 常勤の役員については、この規程を適用しない。

### 附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人天塩町社会福祉協議会役員等の費用弁償支給規程（平成11年11月28日施行）及び社会福祉法人天塩町社会福祉協議会役員等の費用弁償支給細則（平成18年10月13日施行）は廃止する。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表1

付表1 車賃、日当、宿泊料及び暖房料

区 分	車 賃 (1 軒につき)	日 当 (1 日につき)	宿 泊 料 (1 夜につき)	暖 房 料 (1 夜につき)
町 内	30円	3,000円	7,000円	500円
道 内	20円	3,000円	11,300円	500円
道 外	20円	3,000円	14,700円	500円

備考 町内の車賃は、片道2km以上の場合に支給する。

付表2 日帰り日当加算額

片道料程	140軒以上
日当加算額	3,000円

備考 町外旅行にして鉄道又は陸路片道を基準とする。

